

第2回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年7月31日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期決定について
- 第3 会務報告
- 第4 報告第1号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 1件
- 第5 報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地等の貸付けの相手方の選定及び賃借料等の調整について 1件
- 第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について 2件
- 第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 第10 議案第7号 農用地の買入協議に係る要請について 1件
- 第11 議案第8号 農用地利用集積計画の作成の要請について 8件
- 第12 議案第9号 標茶町農業委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の改正について
- 第13 議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

○出席委員(15名)

1番 澁谷 洋 君	3番 高原 文男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■ 君

○欠席委員(1名)

2番 高松 俊男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主 任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第2回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時17分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・澁谷君 3番・高原君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第2回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第1号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第1号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

報告第1号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、
賃借人、

土地の表示、字西標茶52-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、56,893㎡外7筆、合計の面積は308,501㎡です。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年11月30日。

契約期間は、平成28年11月30日から平成29年11月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年6月23日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第1号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第2号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第2号、農地中間管理事業に係る農用地等の貸付けの相手方の選定及び賃借料等の調整について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第2号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地等の貸付けの相手方の選定及び賃借料等の調整について、標茶町事務委任規則に基づき委任を受けた事務について、農地中間管理事業に係る農用地等の貸付けの相手方の選定及び賃借料等の調整を行いましたので、報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

事業賃貸借申出者、

選定委員長、大泉委員。

選定委員、高橋委員、澁谷委員、嶋中委員。

報告年月日、平成29年6月26日。

借受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野694-3。

現況地目、畑。

面積、37,750㎡。

年間賃借料、117,000円。

借受人氏名、[]さん。

借受耕作者、[]さんとなっております。

なお番号1につきましては、選定委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

報告第2号、番号1について報告致します。

[]さんに係る農地中間管理事業について報告致します。

平成29年6月23日、標茶町から[]さんの農用地の貸付、相手方の選定及び賃借料等の調整について依頼があり、6月26日に湊谷委員、高橋委員、嶋中委員と私と事務局より若松係長、湊谷主事と賃借料の調整を行い、中間管理事業借受者選定会議を実施致しました。

農地中間管理事業借受登録者の中から、借受希望者を調整したところ、隣接耕作者である[]さんに決定致しましたので報告致します。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに選定にあたられました、8番・大泉義明君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第2号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第3号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第3号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別465-1の内。

現況地目、畑。

面積、2,686.09㎡。

事業計画の名称、畜舎建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、畜舎1,764.29㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

番号1につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉 義明君） 8番・大泉。

議案第3号、番号1について報告致します。

7月7日に事務局より調査の依頼があり、7月11日に、熊谷委員、嶋中委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で、現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の1ページから3ページに記載されていますのでご確認下さい。

この案件は、[REDACTED]で営農を営む、[REDACTED]さんが所有地に畜舎を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び目的、計画についても、記載のとおり確認しています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地区域内の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）

番号2について説明させていただきます。

区分、編入。

地番、字中チャンベツ原野北1線46-1。

現況地目、畑。

面積、19,269.322㎡外4筆、合計の面積が83,759.359㎡となっております。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。

土地所有者、XXXXXXXXXX。

事業の必要性、緊急性、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定したものであります。

土地選定の理由、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定したものであります。

なお、番号2につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

議案第3号、番号2について報告致します。

7月12日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に橘委員、甲斐委員と私、事務局より相撲局長と湊谷主事で、現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の4ページ、5ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで農地を所有するXXXXXXXXXXが、農振農用地区域外の農地を農地にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、現況について畑と認められ、隣接農地と一体的に使用することにより、効率的に作業できると思われまます。

また周辺農用地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） あの、XXXXXXXXXXとなっておりますが、XXXXXXXXXXというのは、おわかりになりますか。

○会長（佐瀬日出夫君） 湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） XXXXXXXXXXとなっておりますが、XXXXXXXXXXの息子さんと娘さんになります。

○8番（大泉義明君） わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第3号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第4号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第4号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字ヌマオロ原野15-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,371㎡外39筆、合計面積は535,005㎡となっております。

契約の種類、使用貸借(許可の日から25年間)。

権利移転設定の理由、貸付人は長男に経営移譲したい、借受人は上記理由により営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員につきましては、3名となっております同一世帯となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が535,005㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号1につきましては、高橋委員に報告をお願いしておりますので、よろしくお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第4号、番号1について報告致します。

6月28日に事務局より調査の依頼があり、7月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者であるXXXXXXXXXXさんに使用貸借により経営を譲渡するために今回の申請となりました。

家族間の経営譲渡でありますので、XXXXXXXXXXさんが申請地を借受け後、この土地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、これまで同様に周辺農地への影響はなく、効率的に利用することが見込まれると判断致します。

■さんの耕作する農地面積は、53.5haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可につきましては問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第4号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第5号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第5号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、■、■さん。

土地の所在、字虹別465-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,686.09㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、畜舎建設。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

畜舎1棟、1,764.29㎡。

事業費、106,272,000円となっております。

なお番号1につきましては、調査委員であります、大泉委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第5号、番号1について報告致します。

7月7日に事務局より調査の依頼があり、7月11日に熊谷委員、嶋中委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから3ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は[]で営農する[]さんが、畜舎の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第5号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第6号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第6号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、[]、[]さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字チャンベツ原野138-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,152㎡外1筆、合計面積は20,554㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から平成30年8月27日まで。

採取量、22,930㎡。

事業費、5,942,000円となっております。

番号1につきましては、調査委員であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第6号、番号1について報告いたします。

7月10日に事務局より調査の依頼がありまして、7月18日に橋委員、熊谷委員と、事務局より相撲局長と、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の[REDACTED]さんと、貸主の[REDACTED]さんの土地に埋蔵される山砂採取を目的とし、一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められず、一時転用後の復元計画も確実と認められます。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性がなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、第6号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第7号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第7号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第7号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字栄184-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,584㎡外14筆、合計面積は297,320㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第7号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第8号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第8号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって番号1から番号5まで、内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第8号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり8件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別原野308-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、9,881㎡外10筆、合計の面積が154,916㎡です。

利用権設定等の種類は、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成35年12月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年8月2日。

金額は、年間251,075円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお旧賃借人は、[redacted]さんであります。

なお、番号2から番号5につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別原野344-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、18,547㎡外2筆、合計の面積が64,803㎡です。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成32年11月24日まで。

金額は、年間90,720円。

なお旧賃借人は、[redacted]さんです。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別原野14-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、47,923㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成35年10月31日まで。

金額は、年間82,775円。

なお旧賃借人は、[redacted]さんであります。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野546-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,995㎡外3筆、合計の面積は189,913㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成32年3月2日まで。

金額は、年間231,000円であります。

なお旧賃借人は、[REDACTED]さんであります。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野56-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,369㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成31年9月2日まで。

金額は、年間67,720円。

なお旧賃借人は、[REDACTED]さんであります。

なお、番号1から番号5につきましては、農地保有合理化事業による5年間の賃貸後、買受けするものであります。

なお、あっせんにかかわる案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号5まで、内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） はい、大泉です。

虹別の担当になったものですから、ちょっと単価的なものを聞きたいなと思って。

場所的には、単価は下畑の金額だと思うんですけど、場所的にはどのあたりなのでしょう。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい、この金額につきましては、農地保有合理化事業を使っていますので、あっせんの買取り価格にあるパーセントで出すものでありますので、賃借料の改めての評価はしていません。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって番号1から番号5まで内容5件については、原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

([]君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南6線151-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、34,618㎡外3筆、合計の面積が146,690㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成34年8月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年8月2日。

金額は、年間290,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては橋委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橋君。

○4番（橋 澄子君） 4番・橋です。

議案第8号番号6について報告致します。

7月10日付けで調査依頼がありまして、7月18日に調査をいたしました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

(君復席)

○会長(佐瀬日出夫君) お諮り致します。

番号7から番号8まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって番号7から番号8まで、内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号7について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、 、 さん。

利用権の設定等をする者、 、 さん。

土地の所在、字クチョロ原野北26線東21-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,000㎡外3筆、合計の面積が42,211㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年8月2日から平成34年8月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年8月2日。

金額は、年間126,600円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号7と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、 、 さん。

土地の所在、字クチョロ原野101。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、15,160㎡外8筆、合計の面積が115,756㎡。

金額は、年間356,000円となっております。

なお、番号7、番号8につきましては澁谷委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐瀬日出夫君) 1番・澁谷君。

○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷。

議案第8号、番号7、8について報告致します。

7月10日付けで調査依頼がありまして、7月12日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の[]さんは相手方の希望のために農地を賃貸するものです。
借主の[]さん、[]さんは、農地を借受け規模拡大し安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7から番号8まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1君・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第8号、内容8件は原案可決されました。

◎議案第9号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12、議案第9号、標茶町農業委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の改正についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第9号について説明させていただきます。

標茶町農業委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の改正について、行政手続法第6条に規定する申請がその事務所に達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間に関し必要な事項を定めるための規程を改正することについて議決を求めるものであります。

標茶町農業委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（案）別紙のとおりであります。

この規程につきましては、総会資料9ページをご覧ください。

総会資料9ページには、行政手続法第6条、標準処理期間の条文が抜粋されております。

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な機関を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないと定められております。

今回改正する部分につきましては、議案22ページ、案の別表、農地転用の許可、農地等転用の

ための権利移動の許可の2つを追加させていただき改正となります。

標準処理期間につきましては、60日となっておりますが、意見聴取がない場合は30日となっております。

こちらにつきましては、転用面積が40a以下の場合、北海道の農業会議の意見聴取が必要なくなりますので、この場合の標準処理期間となります。

なお、前段、農地部会において標準処理期間について議論をしていただきましたので、嶋中農地副部長より報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第9号に係る、農地部会での協議結果につきまして、前段笛木部会長が欠席だったため、私の方から報告させていただきます。

平成29年6月26日に、農地部会を開催致しまして、農地法申請に対する処分に係る審査基準、標準処理期間につきまして協議致しました。

北海道の審査基準、標準処理期間を参考にしながら協議いたしまして、適切であると判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、検討いただきました農地部会5番・嶋中副部長の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13、議案第10号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第10号について説明させていただきます。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を制定することについて議決を求めるものであります。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）別紙のとおりであります。

なお、農業委員会資料10ページをご覧ください。

こちらには、農業委員会等に関する法律第7条農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、条文が載っております。

第7条におきまして、農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならないとなっております。

一つ目には、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。

二つ目には、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。

この部分について定めるよう努めるとなっております。

なお、この指針を定める場合、又は変更する場合は遅滞なくこれを公表しなければならないとなっております、ご承認いただいた時にはインターネットの方で公表するという事で考えております。

なお、農地等の利用最適化の推進に関する案につきましては、先ほど全体協議会の中でもご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第10号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第2回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第2回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時07分閉会）